

平成30年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金事務処理要領

1 趣 旨

この要領は、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県内に私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）・中学校・小学校・中等教育学校を設置する学校法人が、当該高等学校等に在学する児童・生徒（※学資負担者が大阪府民である場合に限る。）の授業料を減免する事業とする。

※「学資負担者」とは、原則として所得税法上、当該児童・生徒を扶養親族としている者。

3 減免要件・減免金額等

(1) 経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等又は自営業の廃止（自主廃業（注1）を除く。）により、失職した場合。

失職した日（離職日の翌日）から、当該年度末までの間の授業料（生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第十八号）第6条第1項の規定に基づく高等学校等就学支援金、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項の規定に基づく高等学校等学び直し支援金及び国が定める私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日文科科学大臣決定。）第3条第2項の規定に基づく私立中学校等修学支援実証事業費補助金（以下あわせて「就学支援金等」という。）を受給している場合（注2）は当該額を除く。）を全額免除するものとする。

ただし、当該年度の初日の翌日（4月2日）以後に失職し、又は当該年度内に再就職した場合においては、失職した日（離職日の翌日）から再就職（アルバイトを含む。）した日の前日までの間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。）に係る授業料（就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。）を免除するものとする。

（注1）自主廃業とは、破産法に基づく手続きによらず、自主的に事業を廃止すること。

（注2）就学支援金等の受給資格があるにも関わらず、認定申請を行っていない場合はいずれも受給しているものとする。

(2) 会社等の経営状況の悪化により、収入が前年より著しく減少した場合
当該年度の授業料を1/2減額するものとする。

- (3) 平成 30 年に生じた大阪北部を震源とする地震又は平成 30 年 7 月豪雨又は平成 30 年北海道胆振東部地震又は平成 30 年台風 21 号に起因する事情により、第 3 号に準ずると教育長が認める場合

※1 平成 30 年度事業において、次の①②のすべてに該当する場合は、「収入が著しく減少した場合」とみなす。

①平成 30 年の総所得金額見込み額から平成 30 年に生じた大阪府北部を震源とする地震又は平成 30 年 7 月豪雨又は平成 30 年北海道胆振東部地震又は平成 30 年台風 21 号による家屋（カーポート・門扉・塀・給湯器など家屋に付随するものを対象とし、家財や車を除く）に係る損害を復旧するために負担した費用の額（平成 30 年度支出見込額を含み、保険金や市町村等の公的機関から災害復旧を目的として交付された補助金（支援金や助成金、無利子貸付金、利子補給金など）等による補てん額を除いた額）を差し引いた額が平成 29 年の総所得金額の 2 分の 1 以下になっていること。

②平成 29 年の課税総所得金額が 98 万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、平成 30 年の課税総所得金額（見込み）から家屋に係る損害を復旧するために負担した費用の額を差し引いた金額が 98 万円に次の金額を加えた額以下となっていること。

- ・ 0 歳以上 16 歳未満の扶養親族 1 人あたり 330 千円
- ・ 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人あたり 120 千円

※2 平成 30 年度事業において、次の③④のすべてに該当する場合は、「収入が著しく減少した場合」とみなす。

③平成 30 年に生じた大阪府北部を震源とする地震又は平成 30 年 7 月豪雨又は平成 30 年北海道胆振東部地震又は平成 30 年台風 21 号に起因する事情により、平成 30 年の総所得金額見込み額が平成 29 年の総所得金額の 2 分の 1 以下になっていること。

④平成 29 年の課税総所得金額が 98 万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、平成 30 年の課税総所得金額（見込み）が 98 万円に次の金額を加えた額以下となっていること。

- ・ 0 歳以上 16 歳未満の扶養親族 1 人あたり 330 千円
- ・ 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人あたり 120 千円

4 補助対象期間及び補助対象月数（会社等の倒産や解雇による失職の場合）

(1) 補助対象期間

平成 30 年度中（平成 31 年 1 月から 3 月までの間を除く。）の失職した日（離職日の翌日）から平成 30 年度末（同年度内に再就職した場合にあつては、再就職（アルバイトを含む。）した日の前日）までの期間とする。

ただし、平成 30 年 1 月から 3 月までの間に失職し、平成 30 年 4 月以降も引き続き失職している場合（平成 30 年度に新入学（編転入学を含む。）をした者であつて、平成 29 年度に私立高校等に在籍していなかったものについては、平成 29 年 4 月以降に失職し、平成 30 年 4 月以降も引き続き失職している場合）についても、補助の対象とすることとし、この場合の補助対象期間の始期は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(2) 補助対象月数

(1)の補助対象期間の月数(暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。)を補助対象月数とし、当該補助対象月数に係る授業料を補助の対象とする。

なお、減免の始期・終期、再就職した場合等の取扱いについては、下表の例による。

※補助対象期間及び補助対象月数 算定例

	離職日	再就職日	失職期間	補助対象期間	補助対象月数
1	30年 1月31日	30年度中再就職なし	30年2月1日～31年度以降	30年4月 1日～31年3月31日	12カ月分 (30年度分全免)
2	30年 7月31日	同 上	30年8月1日～31年度以降	30年8月 1日～31年3月31日	8カ月分
3	30年 8月10日	同 上	30年 8月 11日～31年度以降	30年 8月 11日～31年3月31日	7カ月分
4	31年 1月31日	同 上	31年2月1日～31年度以降	31年4月1日～	31年度に申請(※)
5	30年 4月30日	31年2月20日	30年5月1日～31年2月19日	30年5月1日～31年2月19日	9カ月分
6	30年 4月 28日	31年 1月 25日	30年 4月 29日～31年 1月 24日	30年 4月 29日～31年 1月 24日	8カ月分
7	30年 4月 28日	31年 1月 29日	30年 4月 29日～31年 1月 28日	30年 4月 29日～31年 1月 28日	9カ月分

※ 平成31年4月1日以降引き続き失職している場合に限る。

5 所得基準(著しい収入減の場合)

会社等の経営状況の悪化に伴い、収入が著しく減少したことにより、1/2減額の対象となるのは、次の①②のすべてに該当する場合のみとする。

①平成30年の総所得金額見込みが前年の1/2以下に減少していること。

②平成29年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、平成30年の課税総所得金額(見込み)が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。

- ・0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり330千円
- ・16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり120千円

なお、課税総所得金額(見込み)については、別紙様式(課税総所得金額等積算書)を用いて当該年の年収見込みより算出するものとする。

6 補助金額

3から5までに定めるところにより、学校法人が減免した金額(就学支援金等を受給している場合は当該額を除く。)を補助するものとする。

ただし、3に定める減免要件によらない方法で減免した場合の取扱いは、次の例によるものとする。

	府制度上の減免金額	学校法人が減免する金額 (例示)	府補助金額
失職の場合	納付すべき授業料全額	納付すべき授業料の 1/2	納付すべき授業料の 1/2
		納付すべき授業料全額	納付すべき授業料全額
著しい収入減の場合	納付すべき授業料の 1/2	納付すべき授業料全額	納付すべき授業料の 1/2
		納付すべき授業料の 1/3	納付すべき授業料の 1/3

※ 失職の場合の「納付すべき授業料」とは、4(2)の補助対象月数に係る授業料(就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。)をいう。

※ 生徒が就学支援金等の受給資格者である場合は、納付すべき授業料の額から減免対象期間に係る就学支援金等の額を控除すること。(生徒が就学支援金等の受給資格を有しているにもかかわらず受給資格認定を受けていない場合は、就学支援金等を受給しているものとしてその額を控除すること。)

※ 授業料が年額となっており、月額換算で円未満の端数が生じる場合は、切り捨てすること。

(例) 失職の場合/補助対象期間平成30年9月1日～平成31年3月31日(7か月間)

○年間授業料 480,000円の場合、月額40,000円とする。

納付すべき授業料の額 40,000円×7月 = 280,000円

減免対象期間に係る就学支援金等額 9,900円×7月 = 69,300円

減免対象経費 280,000円-69,300円 = 210,700円

○年間授業料 520,000円の場合、月額43,333円とする。

減免金額 43,333円×7月 = 303,331円

減免対象期間に係る就学支援金等額 9,900円×7月 = 69,300円

減免対象経費 303,331円-69,300円 = 234,031円

7 高等学校定時制・通信制課程の取扱いについて

(1) 失職による場合の減免金額については、年度内に納める授業料(就学支援金等を受給している場合(注)は当該額を除く。)を月割して、算出するものとする。

(注) 高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金の受給資格があるにも関わらず、認定申請を行っていない場合はいずれも受給しているものとする。

(2) 本制度における学資負担者とは、所得税法上、生徒を扶養親族としている者をいう。

8 私立高等学校等に2人以上在学する場合について

2人目以降については、1人目と同様の減免方法とする。(1人目が全額免除の場合は、2人目以降も全額免除。1人目が1/2減額の場合は、2人目以降も1/2減額。)

9 交付の申請手続

- (1) 失職による場合については、第1回申請（事業計画書の提出期限：平成30年12月21日（金））と第2回申請（事業計画書の提出期限：平成31年1月23日（水））により、申請手続を行うものとする。
- (2) 収入が著しく減少した場合及び平成30年に生じた大阪府北部を震源とする地震又は平成30年7月豪雨又は平成30年北海道胆振東部地震又は平成30年台風21号に起因する事情による家計急変の場合については、第2回申請時により、申請手続を行うものとする。
- (3) 失職により減免対象となった者が再就職した場合は、変更申請あるいは実績報告により、府の補助金額を減額して申請又は報告するものとする。

10 授業料減免計画書の提出及び添付書類

学校法人は、失職あるいは著しい収入減により授業料の減免事業を実施する場合、学資負担者から、授業料減免申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて提出させ、授業料減免計画書を府に提出するものとする。

府は、学校法人の授業料減免計画がこの要領に定める減免の要件等に適合することを確認した後、その結果を学校法人に通知するものとする。

(1) 経営状況の悪化に伴う会社等の倒産や解雇等により、失職した場合

①倒産・解雇等による失職を証明する書類（いずれか1つ）

- ・雇用保険受給資格者証の全ページの写し（※離職理由コードが「11（解雇）」であること。）
- ・離職票の写し
- ・前雇用主の証明 等

※原則として、「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出すること。なお、やむをえない理由等により「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出できない場合は、「離職票の写し」又は「前雇用主の証明」等のいずれか1つを提出すること。

※役員の場合は、本人の責めに帰さず解任されたことがわかる株主総会の議事録を提出すること。

※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「31」である場合については、勧奨退職であるため、原則として補助対象としない。ただし、雇用主からの非常に強い働きかけにより退職せざるを得なかった場合で、早期退職に伴う割増の退職金を支給されていないこと、また、再就職先の斡旋を受けていないことについて、雇用主が発行する証明書を提出できる場合には、補助対象とすることがあるので、府私学課に相談すること。

②扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・平成30年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・平成30年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し

(2) 経営状況の悪化に伴う自営業の廃止により、失職した場合

①自営業の廃止を証明する書類（いずれか1つ）

- ・ 税務署に提出した事業廃止届出書または個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄の税務署の受理印のあるものに限る。）
- ・ 自主廃業でないことを証明する書類（「破産手続き開始等の通知書」の写し等）

②扶養の状況が確認できる書類

- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し

(3) 会社等の経営状況の悪化により、収入が著しく減少した場合

①昨年（平成29年）の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し

②本年（平成30年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・ 平成30年分源泉徴収票
- ・ 給与支給者又は税理士等第三者による所得（見込）証明書 等

(4) 第3号に準ずると教育長が認める場合

※1 平成30年に生じた大阪府北部を震源とする地震又は平成30年7月豪雨又は平成30年北海道胆振東部地震又は平成30年台風21号に起因する事情による支出増に伴う家計急変

①昨年（平成29年）の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税課税証明書

②本年（平成30年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・ 平成30年の源泉徴収票
- ・ 給与支給者又は税理士等第三者による所得（見込）証明書 等

③罹災したことによって支出が増えたことを示す書類（全て必要）

- ・ 罹災証明書
- ・ 平成30年に生じた大阪府北部を震源とする地震又は平成30年7月豪雨又は平成30年北海道胆振東部地震又は平成30年台風21号の被害に係る申立書
- ・ 復旧に要する費用を証明する書類（見積書、領収書等の写し及び家屋の写真）（任意様式）

※2 平成30年に生じた大阪北部を震源とする地震又は平成30年7月豪雨又は平成30年北海道胆振東部地震又は平成30年台風21号に起因する事情による家計急変

①昨年（平成29年）の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
- ・ 平成30年度市（町村）民税・府民税課税証明書

②本年（平成30年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・ 平成30年の源泉徴収票

- ・ 給与支給者又は税理士等第三者による所得（見込）証明書 等

※上記②の書類で 19 歳未満の扶養親族が確認できない場合は、健康保険証（写）等を提出すること。

※自営業の場合は、原則として税理士等第三者による所得（見込）証明書を提出すること。

1 1 減免の通知

補助金の交付の決定を受けた学校法人は、学資負担者に授業料減免決定を通知するものとする。

1 2 その他

- (1) 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金との併給はしない。（授業料支援補助金と比較し、申請者に有利な制度を適用すること。）
- (2) 平成 29 年度以前において、高等学校、中学校、小学校のいずれかで本補助金及び平成 21 年度大阪府私立高等学校等授業料臨時減免事業補助金の交付を既に受けた者については、本年度の補助対象とならない。
- (3) 本補助金において「失職」と「著しい収入減」の両方の条件を満たす場合についても、いずれか高い助成金額のみ適用する。
- (4) 3（3）で示す要件は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。